法	人名	メトロノーム株式会社				課和	課税標準の分割に関する明細書(その1) 事業年度又は 連結事業年度							6 · 1 5 · 31		
	릨	業	脱	法第	72条の 2 🤅	第1 第2 第1項 第3 第4	号 に掲げる事	業		道	府 県 目	民 税				
		年	400万	円均	以下の会	金額	4,	000,000	果 法人税法の 法人税額	規定によっ ⁻	て計算した	(,	円) 1 ,218 ,792		
課		年400万円を超え年800万円以下の 金額又は年400万円を超える金額					4,	000,000	党 試験研究費 票 の特別控除	の額等に係る						
税	得	年800万円を超える金額				金額				、税額等の	税 額 等 の 控 除 額					
標		計 + +					8,	081,000	の 退職年金等積立金に係る法人税額 総 差引計 額 + - +							
準		軽減税率不適用法人の金額				金額						1,218,000				
の総		付	加	個	i 値	額										
額		資本金			等の	額										
		収入		入 入	金	額										
}	適用する事業税の分割基準						①. 従業者数③. 事務所又は事業所数5. 電線路の電力の容量2. 固定資産の価額4. 軌道の延長キロメートル数									
事務所又は事業所事									業 税					道府県民税		
事	務	听又	は事	業所			事		業	税			道	府県民税		
事	務月	新又 ——	は事	業所					業 課 税 標	税 準 額			道	府県民税 ————		
事	孫	新又 ——	は事	業所	分割		年400万円を超え年800万	分割 年800万円 を超える所	課 税 標				道/ 分割			
Ť	<u> </u>	称	及	び	分割	年400万	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別	分割 年800万円 を超える所 得金額又は 軽減税率不		準 額 付 加	資本金	収入		分割		
Ť			及		基準 (単位	円以下の	年400万円を 超え年800万 円以下の所得	分 割 年 800万円 を超える所 得金額又は	課 税 標	準額	資本金等の額	収 入金額	分割基準 (単位	分割課税額		
Ť	<u> </u>	称	及	び	基準	円以下の所得金額	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額	分割 電 年800万円 を超える又 得金減税法 軽減税法人額 所得金額	課 税 標 計 + +	推 額 付 加 価値額	等の額	金額	分割 基準 (単位 =人)	分割課税		
全	当新	称	及 E	び地	基準 (単位 =人)	円以下の	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年400 万円を超える 所得金額	分割 年800万円 を超える所 得金額又は 軽減税率不 適用法人の	課 税 標 計 + +	準 額 付 加 価値額 (8)		金額	分割 基準 (単位 =人)	分 割 課 税 標準額 ②1		
千 戶 新東号	と	称	及 E 2 丁目 1 セントラ	び地	基準 (単位 =人) ヶ所	円以下の 所得金額 (14	年400万円を 超え年800万 円以下の所得 金額又は特別 法人の年400 万円を超える 所得金額	分割 門 年800万円 を超え額取率の 所得金額 所得金額 (16)	課 税 標 計 + +	準 額 付 加 価値額	等の額 (19)	金額	分割 基準 (単位 =人)	分 割 課 税 標準額 円		
新東島	名 听	称 在 	及 E 2 丁目 1 セントラ	び地	基準 (単位 =人) ヶ所 3 12 3	円以下の 所得金額 (14	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額	分割 電 4800万円 を超金額 7円 を超金額 7円 を超金額 7円 を超速 7円 を通います。 18 では 18 できる 19 でもの	課税標計++	準 額 付 加 価値額 8 円	等の額 (19)	金額	分割基準 (単位=人)	分 割 課 税 標準額 (21) 円		
新東号〈安安	いて、社で、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	称 在	及 E 2丁目 1 ラ 小計 >	び 地 ^{6番タワ}	基準 (単位 =人、) ヶ所 3 12 3 12 3 12	円以下の 所得金額 (14	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額	分割 電 4800万円 を超金額 7円 を超金額 7円 を超金額 7円 を超速 7円 を通います。 18 では 18 できる 19 でもの	課 税 標 計 + +	準 額 付 加 価値額 8 円	等の額 (19)	金額	分割 基準 (単位 =人)	分 割 課 税 標準額 円		
新東号 < 愛 愛地 新東号 × 東 知 知 和	と	称 在	及 E 2丁目 1 ラ 小計 >	び地	基準 (単位 =人) ケ所 3 12 3 12 1 1 1 1 1	円以下の 所得金額 (14	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 15 円	分割 で	課 税 標 計 + + 0 0 0 1,864,000	準 額 付 加 価値額	等の額 (19)	金額	分割 基準 (単位 =人)	分 割 課 税 標準額 円		
新東号 < 愛 愛地 < 福 福 福	NT 计	称 d	及 E 2丁目 1 ラ 小計 >	び 地 ^{6番} タワ	基準 (単位 =人、) ヶ所 3 12 3 12 1 1 12 1 1 12	円以下の 所得金額 (14 ア	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 15 円	分割 で	課 税 標 計 + + 0 0 0 1,864,000	準 額 付 加 価値額	等の額 (19)	金額	分割 基準 (単位 =人)	分割 課税 標準額 730,000		
新東号 < < 愛 愛地 < 福 福	27 近年 在 27 年 2	称 d	及 2セ 小計 > 町 岡町	び 地 ^{6番} タワ	基準 (単位 =人、) ヶ所 3 12 3 12 1 1 12 1 1 12	円以下の 所得金額 (14 ア	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 15 円	分割 で	課 税 標 計 + + 0 0 0 1,864,000	準 額 付 加 価値額	等の額 (19)	金額	分割 基準 (単位 =人)	分割 課税 標準額 730,000		

法人名		メトロノーム株式会社				課税標準の分割に関する明細書(その					事業年度又は 連結事業年度				6 · 1 5 · 31	
	事	業税	法第	72条の 2 🤅	第 第 1 項 第	[1号 [2号 [3号 に掲げる] [4号	事業			道	府県	民 利	Ä			
	6F	年 400万	万円以	以下の会			,000,000	法	人税法の 人税額	規定によっ [°]	て計算した	(1	,218,79	円) 92
課		所 年400万円を超え年800万円以下の 金額又は年400万円を超える金額 年800万円を超える金額				4		験研究費 持別控除		等に係る法人税額			,,=10,,10=			
税					金額		準還付法人	、税 額 等 の 控 除 額								
標	金	計 + +				8	の退総	職年金等	積立金に係							
準の	額	軽減税率不適用法人の金額					差 引 計 # - +			1,218,000						
総		付 加	個	面 值	額							'		/		<i></i>
額		資 本	金	等の	額											
		ЧХ .	λ	金	額											
ì	適用	する事業	ἔ税σ	D分割基	,準	①. 従業者数 2. 固定資産(7	_		は事業所数 キロメート		5.電約	泉路の	電力	の容量	
事	務戶	所又は事	業所			事			業 税				道府県目			祱
				A rive		年400万円を	分割 年800万F		兑 標	準額				A mil		
2	3	称及び		分割 		超え年800万		所 は	計	付 加	資本金	4 X	,	分割 基準	分 害	J
所		在	地	(単位 =人) _{ヶ所}	円以下の	法人の年400 万円を超える 所得金額			+	価値額	等の額	金	額	(単位 = 人)	課和標準額	
<福岡県小計>				1		14 (15 円 円 ,000 400,00 ,000 153,00) (·	16 円 0000	17 円 808,000 309,000	〔18〕 円			<u>②</u>	1		<u>②1</u> 円 3,000
1111		1,41,7		2		,	,									
ı —																